

特定施設対象施設一覧（騒音）

施設番号		施設の種類		騒音規制法	宮城県公害防止条例
騒音規制法	県条例				
1（イ）	4-1（一）	金属加工機械	圧延機械	定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のもの	
1（ロ）	4-1（二）		製管機械	すべてのもの	
1（ハ）	4-1（三）		ベンディングマシン	ロール式のもので定格出力が 3.75 キロワット以上のもの	
1（ニ）	4-1（四）		液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	
1（ホ）	4-1（五）		機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のもの	
1（ヘ）	4-1（六）		せん断機	定格出力が 3.75 キロワット以上のもの	
1（ト）	4-1（七）		鍛造機	すべてのもの	
1（チ）	4-1（八）		ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	
1（リ）	4-1（九）		ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除くすべてのもの	
1（ヌ）	4-1（十）		タンブラー	すべてのもの	
1（ル）	4-1（十一）		切断機	といしを用いるもの	
2	4-2	空気圧縮機※ ¹ および送風機		定格出力が 7.5 キロワット以上のもの	
3	4-3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機		定格出力が 7.5 キロワット以上のもの	
4	4-4	織機		原動機を用いるもの	
5（イ）	4-5（一）	建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練容積が 0.45 立方メートル以上のもの	
5（ロ）	4-5（二）		アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のもの	
6	4-6	穀物用製粉機		ロール式のもので定格出力が 7.5 キロワット以上のもの	

7 (イ)	4-7 (一)	木材加工機	ドラムバーカー	すべてのもの	
7 (ロ)	4-7 (二)		チップー	定格出力が 2.25 キロワット以上のもの	
7 (ハ)	4-7 (三)		碎木機	すべてのもの	
7 (ニ)	4-7 (四)		帯のこ盤	製材用のものは定格出力が 15 キロワット以上のもの。木工用のものは定格出力が 2.25 キロワット以上のもの	
7 (ホ)	4-7 (五)		丸のこ盤	製材用のものは定格出力が 15 キロワット以上のもの。木工用のものは定格出力が 2.25 キロワット以上のもの	
7 (ヘ)	4-7 (六)		かんな盤	定格出力が 2.25 キロワット以上のもの	
8	4-8	抄紙機		すべてのもの	
9	4-9	印刷機械		原動機を使用するもの	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	
11	4-11	鋳造型機		ジョルト式のもの	
	4-12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）およびガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）			出力が 3.75 キロワット以上のもの
	4-13	クーリングタワー			定格出力が 0.75 キロワット以上のもの
	4-14	バーナー			バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15 リットル以上のもの
	4-15 (一)	繊維工業の用に供する施設	動力打綿機		すべてのもの
	4-15 (二)		動力混打綿機		すべてのもの
	4-15 (三)		紡糸機		すべてのもの

	4-1 6	コンクリート管、コンクリート ポールまたはコンクリートくいの製造機およびコンクリートブ ロック成型機			すべてのもの
	4-1 7 (一)	金属製品の 製造の用に 供する施設	ニューマチックハン マー		すべてのもの
	4-1 7 (二)		製てい機		すべてのもの
	4-1 7 (三)		製びょう機		すべてのもの
	4-1 7 (四)		打抜機		定格出力が 2.25 キロワッ ト以上のもの
	4-1 7 (五)		研削機		定格出力が 1.5 キロワッ ト以上のもの
	4-1 8 (一)	土石、鉱物 またはガラ スの加工の 用に供する 施設	切断機		すべてのもの
	4-1 8 (二)		せん孔機		すべてのもの
	4-1 8 (三)		研磨機		すべてのもの

※¹ 騒音規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。